

仕 様 書

1 委託業務名

和泉市障がい者雇用に係る意識調査・分析及び障がい者就労支援センターアドバイザー業務

2 委託業務の目的

本市では、令和5年4月に障がい者就労支援センター（※1「以下センター」という。）を開設しており、開設後1年が経ち、さらに障がい者就労支援施策を推進していくため、企業及び当事者が抱えている課題などを的確に把握したいと考えています。

このことから、市内企業の障がい者雇用に関する意識等を把握するため調査を実施し、分析することにより、今後の障がい者雇用施策を検討します。

また、センターが抱える課題等に対応できる体制を構築するため、障がい者雇用全般のアドバイザー業務委託を実施します。

本業務の受託者について、専門性・創造性を有する事業者を選定するため、プロポーザル方式により、事業者選定を実施します。

※1 和泉市障がい者就労支援センターとは

市内在住の障がい者の就労相談、準備支援、仕事紹介（無料職業紹介事業の実施）、職場定着支援を実施。相談者のニーズにより、企業開拓等も実施。

（詳しくは、和泉市ホームページ「障がい者就労支援センター」参照）

3 委託業務の内容

I 市内企業に対する障がい者雇用に係る調査

受託者は、「2 委託業務の目的」を達成するため、市内企業を対象とした障がい者雇用に関する実態や課題、支援ニーズについて調査を実施する。

（1）調査概要

① 調査対象者

市内企業 100社程度（件数は、提案内容により、別途協議のうえ決定する。）

② 調査方法

対象企業に郵送で調査票を送付し、回答は郵送またはWebによること。

また、回答があった企業に対して、ヒアリング調査（訪問）を実施すること。

③ 調査項目

市と受託事業者で内容を協議のうえ、決定する。

市内企業の障がい者雇用に関する意識、抱える課題、必要とする支援を把握するものとする
こと。（全20問程度）

④ 調査報告・施策提案

調査結果の集計及び分析結果を報告し、具体的な支援策を提案すること

(2) 調査の詳細

●アンケート調査票の作成、発送

- ・アンケート調査票の作成
- ・調査票印刷（1～2色程度）
- ・返信用封筒の作成
- ・市が提供するリストを基に宛名ラベルを作成し、市が提供する封筒に貼付の上、調査票発送

※郵送（返信用封筒代を含む）は受託者負担とする。

●アンケートの回収

- ・返信用封筒により返送されたアンケート用紙を回収する。
- ・オンライン上のアンケートフォームを作成し、回答を受け付ける。
- ・回収率の向上を図るため、回答を促す案内状兼お礼状を送付する。

●ヒアリングの実施

アンケート回答者から3社以上の企業等に訪問し、企業の意識や課題等のヒアリングを行う。

●回答の集計

- ・回収したアンケートの集計・分析・報告書の作成、納品
- ・調査結果報告書は電子データ（Word、Excel、PowerPointのいずれか）で納品する。

※集計内容については市に協議すること。

●効果的な施策の提案

分析結果をもとに、市内企業の障がい者雇用促進に効果的かつ具体的な施策3案以上を提案すること。また、3年から5年で実現可能な提案とすること。

●その他上記に付随する業務

II. アドバイザリー業務

センターが抱える課題等を明らかにし、センター機能強化のために課題解決の方向性及びその具体的施策・手法等を提案する。

●アドバイザーの選任

障がい者雇用支援の経験が豊富で、十分な能力・資格等を有している者をアドバイザーとして1人選任すること

●会議の時期・方法

委託契約期間内で市の求めに応じて、随時打ち合わせ、Web会議・対面会議を実施すること。（対面会議は5～6回程度、1回2時間程度を想定）

関係機関等の職員も参加する場合あり。

※会議場所は、本市が提供する。Web会議は、受託者が管理者となり提供すること

●会議記録

各回要点の記録を行うこと。

・納品電子データ 1式（最終報告書、要点記録（各回）、本業務で収集・作成したデータ形式など）

●効果的な施策の提案

センターの課題等をもとに、センター機能強化につながる具体的な施策3案以上を提案すること。また、3年から5年で実現可能な提案とすること。

●その他上記に付随する業務

4 実施スケジュール

時期	内容
令和6年7月上旬	アンケート調査項目決定
令和6年7月中旬	アンケート発送
令和6年8月上旬	アンケート回答締切
令和6年8月中旬 から9月中旬	ヒアリング実施
令和6年6月～2月	アドバイザリー会議
令和6年9月下旬	アンケート等集計・分析
令和6年10月上旬	・令和7年度の事業施策提案（積算も含む） ・アンケート報告
令和7年3月	・令和8年度以降の中長期的な事業施策提案 ・アドバイザリー事業報告 ・事業実績報告書の提出

5 委託期間 契約の日から令和7年3月31日(月)まで

6 業務上の留意事項

(1) 本業務の全部を一括して再委託することは認めない。ただし、本業務の一部を再委託する場合には、事前に和泉市の承諾を得るものとする。

(2) 本業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部への遺漏がないように注意すること。また、委託者である市が提供する資料等を第三者に提供したり、目的外に使用したりしないこと。

(3) 本業務の実施で得られた成果、情報等の所有権や著作権は市に帰属する。

(5) 著作権、肖像権等、他の人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。

(6) 本仕様書に定める事項のほか、関係法令を順守すること。

(7) 事業目的を達成するために、より効果的な手法がある場合や業務執行上やむを得ない事情が発生した場合など、当該仕様書に記載されていない事項や疑義が生じた場合は、市と受託者双方が協議をして、これを処理すること。

(8) この仕様書に定めのない事項については、受託者と市が必要に応じて協議する。

7 その他

<参考>

●市内企業について

- ・市内事業所数 5, 835事業所（令和3年経済センサス）

●和泉市障がい者就労支援センターについて

令和5年度実績

- ・相談者数 74人（障がい者の種別：身体14人、知的10人、精神46人、その他4人）
- ・就職者数 21人
- ・退職者数 5人